

別表第1 (第3条、第4条、第7条関係)

区分	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(18才以上) 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び足部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する者(3歳以上の者) 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもので、ビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する者(学齢児以上の者) 2 難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、他人の介助を要する者(3歳以上の者)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあって、家族等他人の介助を要する者(学齢児以上の者) 2 難病患者等で寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(3歳以上の者) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練用いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(3歳以上の者)	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100円	5年
	訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童(学齢児以上の者) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
	エアーマット	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 2 難病患者等であって、寝たきり状態にある者	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの(水等によって減圧による体圧分散効果を持つウォーターマット等を含む。)	97,000円	5年
自立生活支援用具	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者(3歳以上の者) 2 難病患者等で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。(シャワーチェア、入浴台等給付上限額の範囲内で複数の給付可)	90,000円	8年
	便器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(学齢児以上の者) 2 難病患者等で、常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもので、手すりをつけることができる。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある者	木材又は軽金属を主体とするもので、障害者等が容易に使用し得るもの	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(3歳以上の者) 2 難病患者等で下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を充分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	60,000円	8年
	頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に障害を有し頻繁に転倒する者 2 てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度以上の知的障害者 3 精神障害者で失調等により頻繁に転倒する者(3歳以上の者)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750円	3年

	特殊便器	1 愛護手帳の交付を受けた障害者であって重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者、または上肢機能障害2級以上の者(学齢児以上の者) 2 難病患者等で上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	8年
	火災警報器	障害種別に関わらず、火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	1 障害種別に関わらず、火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 2 難病患者等で火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	愛護手帳の障害の程度が重度又は視覚障害2級以上の者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上の者)	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者(学齢児以上の者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者で、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上の者)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅医療等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢以上の者) 2 難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	障害者等及び介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢以上の者) 2 難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	障害者等及び介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	吸引吸入両用器	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢以上の者) 2 難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者	障害者等及び介護者が容易に使用し得るもの	71,000円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(学齢以上の者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(学齢以上の者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(学齢以上の者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円	5年
	正弦波インバーター発電機	在宅で人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等を使用している者	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介護者が容易に使用し得るもの	110,000円	5年
	ポータブル電源(蓄電池)	在宅で人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等を使用している者	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの	67,200円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声発語に著しい障害を有する者(学齢以上の者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円
情報・通信支援用具		上肢機能障害者又は視覚障害2級以上の者(学齢以上の者)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等で、障害者が容易に使用し得るもの	100,000円	5年

	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上）障害者であって必要と認められる者		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年	
	点字器	視覚障害者		視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,800円	7年	
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（原則として就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者）		視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生	視覚障害２級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAIZY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年	
		再生専用		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAIZY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	35,000円	6年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の者（学齢以上の者）		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者		画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年	
	視覚障害者用暗所視支援眼鏡	視覚障害者又は難病患者等（夜盲または視野狭窄の症状を呈する者）で、医師の意見書等により適合が認められるもの		画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	395,000円	8年	
	視覚障害者用時計	触読式	視覚障害２級以上の者。なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等の為触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,300円	10年	
		音声式			13,300円		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（学齢以上の者）		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	71,000円	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年	
	人工喉頭	咽頭摘出者		顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	72,200円	5年	
	点字図書	主に情報の入手を点字によって得ている視覚障害者		点字により作成された図書	既存の価格	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄尿袋	ストーマ造設者	障害者が容易に使用し得るもの（6ヶ月を限度に一括給付可能と当該用具に伴う付属品を含む）	月額	11,600円	—
		蓄便袋			月額	8,850円	—

	紙おむつ等 (紙おむつ、 洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ 等衛生用品) ※初回申請時 のみ意見書が 必要	3歳以上であって次のいずれかに該当する者 ア) 治療によって軽快の見込みがないストマ周 辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のため ストマ用具を装着することが出来ない者並び びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因 する神経障害による高度の排尿機能障害又は 高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛 に対する肛門形成術に起因する高度の排便機 能障害のある者 イ) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿 若しくは排便の意思表示が困難な者 ウ) 重度の知的障害者(児)であり、排尿若し くは排便の意思表示が困難かつ常時紙おむつ 等が必要とする者 エ) 日常生活において常時紙おむつ等の使用が 必要な者として医師の意見書があるもの	障害者が容易に使用し得るもの (6ヶ月を限度に一括給付可能)	月 額	12,000 円	—
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する者	障害者が容易に使用し得るもの (主に脊髄損傷者(児)が対象)	男 性 用	7,700 円	1 年
				女 性 用	8,500 円	
住宅 改 修 費	居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行 性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に 限る)を有する身体障害者であって障害程度等 級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替え については上肢障害2級以上の者)	障害者等の移動等を円滑にする用具 で設置に小規模な住宅改修を伴うも の		200,000 円	原則1回
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。 2 特殊マット及びエアーマットの給付は、耐用年数内でいずれか1種目とする。 3 「聴覚障害者用屋内信号装置」にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。 4 ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引器について、耐用年数内で吸引吸入両用器との重複給付は行わないものとする。 5 正弦波インバーター発電機及びポータブル電源(蓄電池)の給付は、耐用年数内でいずれか1種目とする。 6 情報・通信支援用具については、パーソナルコンピューター本体及び通常付属しているもの(ディスプレイ、OSソフト及び点字以外のプリンター)を除くものとする。 					